

○上天草看護専門学校学則

平成21年3月31日病院事業管理規程第1号
改正

平成23年3月31日病院事業管理規程第1号
平成24年3月8日病院事業管理規程第6号の2
平成27年1月7日病院事業管理規程第1号
平成29年1月6日病院事業管理規程第1号
平成29年3月23日病院事業管理規程第2号の2
平成31年3月26日病院事業管理規程第2号
令和3年9月10日病院事業管理規程第4号
令和5年2月20日病院事業管理規程第1号

上天草看護専門学校学則

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 学年、学期及び休日（第7条－第9条）
- 第3章 科目、単位数及び時間数（第10条・第11条）
- 第4章 入学、退学、休学、復学及び転学（第12条－第18条）
- 第5章 教育課程の修得、卒業等（第19条－第21条）
- 第6章 賞罰（第22条・第23条）
- 第7章 健康管理（第24条）
- 第8章 授業料及び入学金等（第25条・第26条）
- 第9章 教職員組織（第27条・第28条）
- 第10章 会議（第29条）
- 第11章 寄宿舍（第30条）
- 第12章 補則（第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 上天草看護専門学校（以下「本校」という。）は、学生に対して看護師として必要な知識及び技術を教授し、社会に貢献し得る有能な人材を育成

することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 本校の名称は、上天草看護専門学校とする。

第3条 本校の位置は、熊本県上天草市龍ヶ岳町高戸1419番地2とする。

(課程及び学科)

第4条 本校に看護専門課程として看護学科を置く。

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は、3か年とする。ただし、在学年数は6年を越えることはできない。

(定員)

第6条 学年定員は、1学年40人とし、総定員を120人とする。

第2章 学年、学期及び休日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 本校の学期を次の2期とする。

- (1) 前期 4月から9月まで
- (2) 後期 10月から翌年3月まで

(休業日)

第9条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日
- (3) 季節休暇(1年を通じて10週間程度)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学校長が特に必要と認めた日

2 学校長が必要と認めたときは、前項各号に掲げる休業日に授業を行うことができる。

第3章 科目、単位数及び時間数

(科目、単位数及び時間数)

第10条 本校の科目、単位数及び時間数は、別表のとおりとする。

2 授業科目の1単位は、次の授業の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1単位とする。

(1) 講義及び演習 15時間から30時間

(2) 実験、実習（臨地実習含む）及び実技 30時間から45時間

（入学前の既修得単位の取扱等）

第11条 本校入学前に放送大学若しくはその他の大学若しくは高等専門学校又は歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士の資格に係わる学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3に規定されている教育内容と同一内容の科目を修得した者の単位については、本人からの申請に基づきその学習内容が本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、学校長は総取得単位数の2分の1を超えない範囲で本校において履修したものと認定することができる。

2 社会福祉士及び介護福祉法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当するもので本校に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既習の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、学校長は本校における第10条の基礎分野の科目に限り履修を認めることができる。

3 単位認定を希望するものは、当該学校の発行する証明書を添付して、申請しなければならない。

第4章 入学、退学、休学、復学及び転学

（入学資格）

第12条 入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定に該当する者でなければならない。

(入学の選考)

第13条 入学志願者に対しては、選考試験を行う。

2 入学試験に関し必要な事項は、その都度これを定めて公表する。

(入学許可)

第14条 入学を許可された者は、所定の期日までに入学金を納入し、戸籍抄本及び誓約書を学校長に提出しなければならない。この場合において、誓約書には保証人2人を定め、そのうちの1人は身元引受人とする。

(保証人)

第15条 保証人の記載事項に変更があったときは、直ちに学校長に届けなければならない。

(休学)

第16条 疾病その他やむを得ない理由によって、3か月以上学業継続が困難な者は、保証人連署のうえ、学校長に願い出て、休学の許可を受けなければならない。この場合において、休学が疾病又は負傷によるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

2 学校長は、特に必要があると認めた者には、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1年までとし、休学した期間は、第5条に規定する在学年数に算入する。ただし、学校長が特別な理由があると認めるときは通算して2年を越えない範囲で休学を許可することができる。

(復学)

第17条 休学の許可を受けた者が復学しようとするときは、保証人連署のうえ学校長に願い出て、その許可を得て復学することができる。

(退学及び転学)

第18条 疾病その他やむを得ない理由によって退学又は転学を希望する者は、理由を詳記し保証人連署のうえ、学校長に願い出て、許可を受けなければならない。

2 転学を希望する者については、学校長が教育計画及び学科実習の進度が同程度であり、かつ、やむを得ない理由があると認めた場合には、許可することができる。

第5章 教育課程の修得、卒業等

(授業科目の評価)

第19条 授業科目の評価は、試験、出席状況及び学習状況によって行う。

- 2 前項の評価は、優(80～100点)、良(70～79点)、可(60～69点)、及び不可(60点未満)とし、可以上を合格として所定の単位を与える。

(卒業)

第20条 学校長は、所定の単位を修得した者について卒業を認定する。

(卒業と称号の授与)

第21条 本校に所定の年限在学し、かつ、別表の教育課程を修了した者には、卒業証書を授与し、専門士(看護専門課程)と称することができる。

第6章 賞罰

(表彰)

第22条 学校長は、学業成績及び人格が優秀な学生又は他の学生の模範となる行為のあった学生を表彰することができる。

(懲戒)

第23条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する学生に対し、懲戒処分を行うことができる。

- (1) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (2) 学業を怠り修学の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

2 懲戒処分は、前項各号の軽重により次のとおりとする。

- (1) 戒告
- (2) 停学
- (3) 退学

第7章 健康管理

(健康管理)

第24条 学校長は、学生に対して、1年に1回以上の健康診断を実施する。

第8章 授業料及び入学金等

(授業料及び入学金等)

第 25 条 授業料及び入学金等の額については、上天草市立上天草総合病院使用料等徴収条例（平成 16 年上天草市条例第 189 号）の定めるところによる。

（授業料及び入学金等の還付）

第 26 条 納付された授業料及び入学金等は、還付しない。ただし、学校長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第 9 章 教職員組織

（職員組織及び運営）

第 27 条 本校に次の各号に掲げる職員を置く。

- （1） 学校長 1 人
- （2） 副学校長 1 人
- （3） 学科長 1 人
- （4） 専任教員 8 人以上
- （5） 実習調整者 1 人以上
- （6） 実習指導教員 若干人
- （7） 講師 20 人以上
- （8） 実習指導者 若干人
- （9） 健康管理医 1 人
- （10） 事務長 1 人
- （11） 事務員 1 人以上
- （12） その他 若干人

2 職員の職務及び運営については、上天草市病院事業の組織に関する規程（平成 26 年病院事業管理規程第 8 号の 2）並びに教務分掌及び運営会議規則の定めるところによる。

3 本校の学校長を経験した者で功績のあった者は、名誉学校長と称し、運営に関する諸会議に出席し、意見を述べることができる。

（学校長）

第 28 条 学校長は、上天草市病院事業管理者、上天草市立上天草総合病院の名誉院長、病院長又は副院長をもって充てることができる。

2 副学校長は、学科長及び専任教員の中から選任する。

3 事務長は、上天草市立上天草総合病院事務部長をもって充てることができ

る。

第10章 会議

(会議)

第29条 本校の教育目標達成のため、運営会議、職員会議、臨地実習指導者会議（以下「学校運営会議等」という。）を置く。

2 学校運営会議等の組織運営その他については、別に定める。

第11章 寄宿舍

(寄宿舍)

第30条 学生は、寄宿舍に入舎することができる。

第12章 補則

第31条 この学則の施行に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日病院事業管理規程第1号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月8日病院事業管理規程第6号の2）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月7日病院事業管理規程第1号）

この規程は、平成27年1月8日から施行する。

附 則（平成29年1月6日病院事業管理規程第1号）

この規程は、平成29年1月11日から施行する。

附 則（平成29年3月23日病院事業管理規程第2号の2）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日病院事業管理規程第2号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月10日病院事業管理規程第4号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月20日病院事業管理規程第1号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。